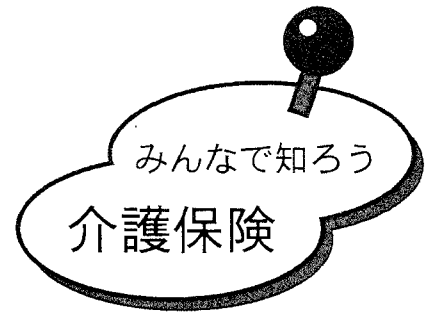




要介護認定とは

被保険者が、何らかの介護を必要とする状態（要介護状態）にあるのか、要介護状態とは認められないが社会的支援を必要とする状態（要支援状態）にあるのかを、被保険者の申請（平成十一年十月ごろから開始される予定）に基づき認定します。

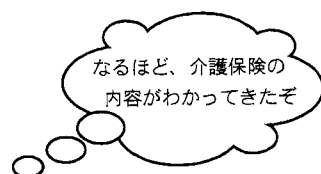
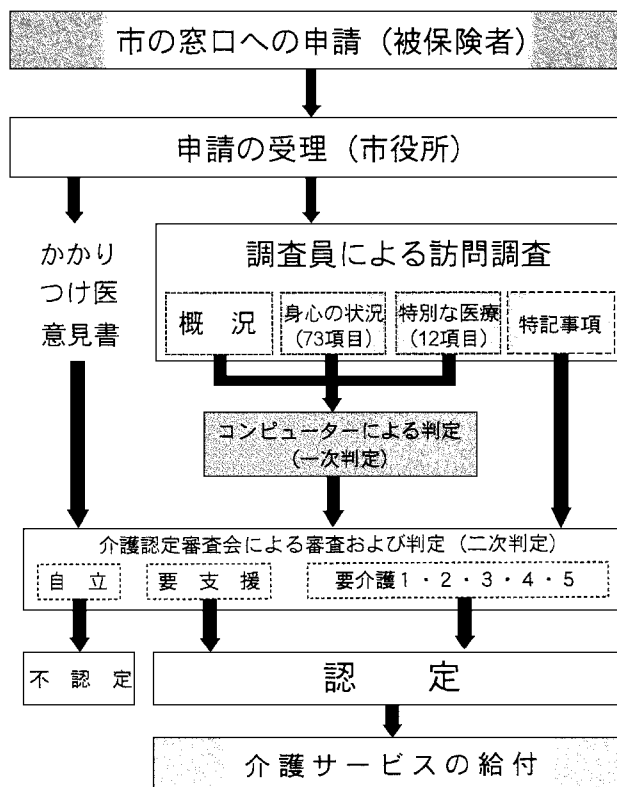
要介護認定の流れ

介護保険のサービスを受けようと市の窓口申請しますと、図1で示すように、市の調査員が申請者のお宅へ訪問調査に伺います。調査は全国共通の調査票により、心身の状況に関する七十三項目と特別な医療に関する十二項目の合計八十五項目について、いく

つかの中から当てはまるものを選んで○を付けるといった選択式で行われます。また、この八十五項目の調査のほかに、調査員は特に注意すべき点を特記事項として具体的に記述します。そして、この訪問調査と並行して、市は申請者のかかりつけの医師に意見書を書いてもらいます。

八十五項目の基本調査はコンピュータにかかけられ判定されます（二次判定）。その後、保健・医療・福祉の学識経験者で構成される介護認定審査会において、「コンピュータの一次判定結果」と「調査員の特記事項」と「かかりつけ医の意見書」の三つを見比べながら、審査および判定（二次判定）がなされます。市は介護認定審査会の二次判定の結果を受けて、申請者の要介護認定を行います。

図 1 要介護認定の流れ



介護保険の給付サービスの内容については、来月号で詳しくご説明します。

介護保険の給付サービスは、要介護状態区分により限度額が設けられますので、要介護認定を受けた方は、基本的にはご自分の要介護状態区分に見合った量の給付サービスを利用していくことになります。

要介護認定は、申請者の介護および支援を必要とする度合いにより六つに区分され行われます。この区分を要介護状態区分と言い、それぞれの内容は現段階では表1に示すとおりです。

要介護状態区分

十一月の広報で説明したとおり、介護保険のサービスは、医療保険のように被保険者のだれもが受けられるというものではありません。サービスを受けるためには、市の窓口申請し、要介護認定を受ける必要があります。今月号はこの要介護認定について説明します。

なお、この内容は、全国的に行われた平成十年度要介護認定等試行的事業の中での基準ですので、平成十二年の介護保険制度の実施時には、多少の内容修正が加えられることも考えられます。